

八王子市地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱

令和6年(2024年)3月25日施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者施設等の防災・減災及び感染症拡大防止体制の強化を促進するため、厚生労働省が定める地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱(平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。)及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱(平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。)に基づき、国から交付される交付金を財源として、市が予算の範囲内で交付する補助金について、「補助金等の交付の手続等に関する規則」(昭和35年八王子市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスは高齢者が重症化する危険性が高い特性があることから、その感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、第2条に規定する目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(水害対策強化事業分)(耐震化分)
(大規模修繕等分)(非常用自家発電設備整備事業分)
- (2) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- (3) 高齢者施設等の水害対策強化事業
- (4) 高齢者施設等の給水設備整備事業
- (5) 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業(ブロック塀等改修整備)
- (6) 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

(補助対象者)

第4条 本補助金に係る補助対象者は、第3条各号に規定する補助事業ごとに、別表1から別表6の第1欄に定める補助対象施設等を市内において運営する者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の対象経費は、第3条各号に規定する補助事業ごとに、別表1から別表6の第3欄に定める経費とする。

2 次に掲げる経費については、補助対象経費としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する経費

- (2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する経費
- (3) その他高齢者施設等の整備事業として適当とは認められない経費

(補助金の交付額)

第6条 第3条(1)で規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表1の第1欄に定める補助対象施設等ごとに、第3欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 2 第3条(2)で規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表2の第1欄に定める補助対象施設等ごとに、第3欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 第3条(3)で規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表3の第1欄に定める補助対象施設等ごとに、第3欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 4 第3条(4)で規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表4の第1欄に定める補助対象施設等ごとに、第3欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 5 第3条(5)で規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表5の第1欄に定める補助対象施設等ごとに、第3欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 6 第3条(6)で規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表6の第1欄に定める補助対象施設等ごとに、第3欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を

乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(協議)

第7条 本補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める期日までに、別に定める協議書により市長と協議しなければならない。

(関係機関への協議)

第8条 市長は前条により提出された協議書に基づき内容を審査し、適格であると認めた場合は、国実施要綱に基づく防災・減災等市町村事業整備計画(以下「整備計画」という。)を関東信越厚生局長へ提出する。

(内示)

第9条 市長は、前条の規定により提出した整備計画について、関東信越厚生局長から国実施要綱及び国交付要綱に基づく交付金の内示を受けた場合は、当該内示を受けた額に基づき、市が予算の範囲内で交付する額を定め、申請者へ通知する。

(交付申請等)

第10条 前条により市長から内示を受けた申請者は、交付申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第11条 市長は、前条による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、次条の条件を付して補助金の交付決定をするものとし、交付決定通知書(第2号様式)によりその決定の内容を申請者に通知する。

2 市長は、前条の交付申請を受け、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、補助金の不交付を決定し、不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第12条 補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記の補助条件を付するものとする。

(実績報告)

第13条 第11条の規定による交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書(第4号様式)を別に定める期日までに必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付金額確定通知書(第5号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助事業者は、補助金の交付額が確定したときは、速やかに請求書(第6号様式)に関係書類を添えて市長に請求するものとする。

(補助金の交付方法)

第16条 この補助金は、補助事業が完了した後、確定払いにより交付する。

(暴力団の排除)

第 17 条 市長は、八王子市暴力団排除条例(平成23年(2011年)12月15日八王子市条例第23号。以下「暴排条例」という。)第9条の規定に基づき、以下の排除措置を講じるものとする。

- 2 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。なお、次の各号に該当しないことの確認は、表明・確約書(第 8 号様式)により行うものとし、市長は補助事業者に補助金交付申請時に提出させるものとする。
 - (1) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団
 - (2) 補助事業者の代表者又は役員のうち、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者があるとき。
 - (3) 暴力団若しくは暴力団員を利用している、あるいは資金を提供又は便宜を供与しているなど密接な関係を有すると認められたとき。

(雑則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別途定める。

- 2 この補助金は、「補助金見直し方針」に基づき見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年3月 25 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(水害対策強化事業分)(耐震化分)(大規模修繕等分)(非常用自家発電設備整備事業分)

1 補助対象施設等	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
地域密着型特別養護老人ホーム	15,400 千円/施設の範囲内で必要と認める額	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	10/10
認知症対応型通所介護事業所	7,730 千円/施設の範囲内で必要と認める額		
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			

※ 補助下限額 80 万円/施設(ただし、非常用自家発電設備整備事業はなし)

※ 水害対策強化事業については、補助対象を水害等の発生が懸念される地域にある施設・事業所に限る。

※ 非常用自家発電設備整備事業の補助対象とするのは、次のアからエを全て満たすものであること。

ア 専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの

イ 電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後72時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの

ウ これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所とすること

エ 設置した非常用設備等の耐震性が確保されていること

別表 2

高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

1 補助対象施設等	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
特別養護老人ホーム(※1)	予算の範囲内で必要と認める額	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	3/4
介護老人保健施設(※1)			
介護医療院(※1)			
養護老人ホーム(※1)			

※1 定員30人以上

※ 補助下限額 総事業費500万円(ただし、燃料タンクを除く)

※ 補助対象とするのは、次のアからエを全て満たすものであること。

ア 専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの

イ 電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後72時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの

ウ これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所とすること

エ 設置した非常用設備等の耐震性が確保されていること

別表 3

高齢者施設等の水害対策強化事業

1 補助対象施設等	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
特別養護老人ホーム(※1)	予算の範囲内で必要と認める額	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	3/4
介護老人保健施設(※1)			
介護医療院(※1)			
養護老人ホーム(※1)			

※1 定員 30 人以上

※ 補助下限額 80 万円/施設

※ 補助対象を水害等の発生が懸念される地域にある施設・事業所に限る。

別表 4

高齢者施設等の給水設備整備事業

1 補助対象施設等	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
特別養護老人ホーム(※1) 介護老人保健施設(※1) 介護医療院(※1) 養護老人ホーム 地域密着型特別養護老人ホーム 認知症対応型通所介護事業所 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	予算の範囲内で必要と認められる額	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	3/4

※1 定員 30 人以上

※ 補助下限額 80 万円/施設(定員 29 人以下の地域密着型は下限額なし)

別表 5

高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業(ブロック塀等改修整備)

1 補助対象施設等	2 補助 基準額	3 補助対象経費	4 補助 率
特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設	予算の 範囲内 で必要 と認める 額	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	3/4
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設			
上記以外の老人短期入所施設			
介護老人保健施設			
介護医療院			
養護老人ホーム			
有料老人ホーム			
通所介護事業所			
地域密着型通所介護事業所			
認知症対応型通所介護事業所			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			

別表6

高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

1 補助対象施設等	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設	施設延べ床面積(m ²) ×4千円の範囲内で必要と認められる額	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	10/10
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設			
上記以外の老人短期入所施設			
介護老人保健施設			
介護医療院			
養護老人ホーム			
有料老人ホーム			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			

※ 面積は「居室」部分のみを対象とする。

別記

補助条件

1 事情変更による決定等の取消し

補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、市長は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 承認事項

次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

- (1) 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

- (1) 第13条の規定による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、市長は、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- (2) (1)の命令に違反したときは、市長は、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 是正のための措置

- (1) 市長は、第14条の調査等の結果、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置を取ることを命じるものとする。
- (2) 第13条の規定による実績報告は、(1)の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

6 決定の取消し

- (1) 市長は、補助事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - エ 交付決定を受けた者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業員

者若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(2) (1)の規定は、第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

7 補助金の返還

(1) 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、期限を定めて返還を命じるものとする。

(2) 第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

8 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにも関わらず、当該補助金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、市長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

9 財産処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定より厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

10 財産処分による収入の納付

補助事業者が市長の承認を受けて9の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、市長は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

11 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

12 帳簿の整理

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

13 寄附金収入の制限

事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

14 監査への対応

補助事業者等は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

15 運営実績に関する要件

補助事業者が運営している事業所に市の实地指導等で検査があった場合は、その改善状況報告書が市へ提出され、市において、改善が確認されていること。

16 消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税仕入控除税額報告書(第7号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

17 事業実施のための契約手続

補助事業者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。また、事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

18 他の補助金等との重複の禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の地方公共団体等からの補助金の交付を受けてはならない。

19 その他

この要綱に定める条件を違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることがある。